

公正取引委員会との懇談会のご案内

「改正下請法について知りたい」

「取引先の行為や価格について、困りごと・疑問がある」



このようなお悩みはありませんか？

公正取引委員会は、全国各地において懇談会を開催し、当委員会の活動状況を説明するとともに、直接意見交換をすることにより、その地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用に役立てております。

内容	・ 所要30分～1時間程度 ・ 公正取引委員会の最近の活動状況をご説明した上で、当委員会に対するご意見・ご要望や、地域経済の実情等をお伺いします。 【議題例】 ◆改正下請法について ◆中小企業における価格転嫁の状況、取引先との交渉について ◆企業とフリーランスとの取引における問題、注意点 等 (注) 内容はご担当者様と相談させていただき、柔軟に対応いたします。
日程	ご都合に合わせてお伺いします。 貴団体（構成団体）の役員会・部会などのスケジュールに合わせ、その会議の前後の時間を用いて懇談会を開催することができます。
場所	貴団体（構成団体）の会議室等をご用意ください。ご指定の場所に伺います。
資料	<u>印刷したものを、人数分お送りします。</u>
費用	<u>謝金、旅費等はかかりません。</u>

・ 意見交換の一例、東北地区における開催状況は裏面をご参照ください。

地域経済の実情、日々の取引における疑問やご意見などを、直接お聞かせください！



<お問い合わせ先>

公正取引委員会事務総局東北事務所

総務課 担当：八巻

TEL：022-225-7095

メール：touhoku-soumu@jftc.go.jp



公正取引委員会との意見交換の一例

人件費等が上昇しているため、取引先に値上げをお願いしているが、話し合いすら断られてしまい、困っている。



公取委が公表している「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をご紹介します。指針では、発注者として協議のテーブルにつくべきこと、説明・資料を求める際は公表資料とすることなどを示しています……

下請代金の支払いにおいて認められている手形サイトが、60日以内に短縮された。これは大変にありがたい。今後も下請事業者の利益を守って欲しい。



ありがとうございます。60日を超えるサイトの手形について、割引困難な手形の交付として、下請法による指導の対象となります（注：令和6年11月交付分から）……

使っていない金型を、大量に保管させられている、荷主が運送業者に対し、待機時間分の費用を払ってくれないという話を聞く。問題ではないか？



お話の行為は、下請法や独占禁止法の問題になり得るものです。規制内容、最近の違反事例、ご相談・情報提供の窓口をご紹介します……



東北地区における懇談会の開催状況（R3～R6年度）

青森県

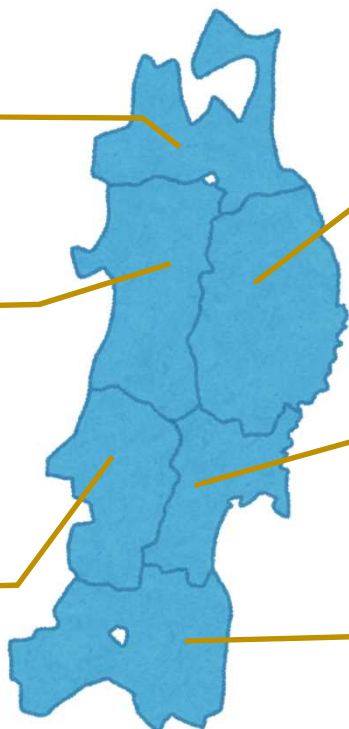
三沢市商工会（R5）、
青森市浪岡商工会（R4）、
むつ商工会議所（R4）

秋田県

秋田県中小企業家同友会（R5,R6）、
能代商工会議所（R5）、
湯沢商工会議所（R4）

山形県

山形県中小企業家同友会（R6）、
もがみ北部商工会（R3,R4）



岩手県

岩手県機械金属工業協同組合連合会青年部連絡協議会（R6）、
岩手県中小企業家同友会（R5,R6）、
林業土木業者の団体（R3）

宮城県

宮城県経営者協会（R6）、
岩沼市商工会（R5）、
白石商工会議所（R4）、
角田市商工会（R4）

福島県

須賀川商工会議所（R4）、
郡山商工会議所（R4）、
会津若松商工会議所（R4）、
本宮市商工会（R3）